

令和5年2月28日開会

①

# 令和5年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和5年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算	1
第6号議案 令和5年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第7号議案 令和5年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第8号議案 令和5年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第9号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第10号議案 令和5年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第11号議案 令和5年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第12号議案 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第13号議案 令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第14号議案 令和5年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第15号議案 令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第16号議案 令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第17号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第18号議案 令和5年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第19号議案 令和5年度茨城県病院事業会計予算	43
第20号議案 令和5年度茨城県水道事業会計予算	47
第21号議案 令和5年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第22号議案 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第23号議案 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第24号議案 令和5年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第25号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	59
第26号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	60
第27号議案 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例	75
第28号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	76
第29号議案 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例及び茨城県少子化対策審議会条例の一部を改正する条例	77
第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	78
第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	80
第32号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	81
第33号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	82
第34号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	84
第35号議案 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	85
第36号議案 茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例	88
第37号議案 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	91

第38号議案	茨城県証紙条例の一部を改正する条例	93
第39号議案	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	94
第40号議案	茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例	95
第41号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	96
第42号議案	包括外部監査契約の締結について	97
第43号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	98

予

算

## 第5号議案

### 令和5年度 茨城県一般会計予算

令和5年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,292,193,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 県	税	426,830,705 <small>千円</small>
	1 県 民 税	125,272,536
	2 事 業 税	106,607,052
	3 地 方 消 費 税	95,888,729
	4 不 動 産 取 得 税	6,638,689
	5 県 た ば こ 税	3,657,993
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,702,988
	7 軽 油 引 取 税	32,679,840
	8 自 動 車 税	51,957,273
	9 鉱 区 税	3,500
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,274,066
	11 狩 猟 税	32,894
	12 旧 法 に よ る 税	115,145
2 地 方 消 費 税 清 算 金		143,781,768
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	143,781,768
3 地 方 譲 与 税		54,518,273
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	50,231,962
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,510,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	116,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	513,311
	5 森 林 環 境 譲 与 税	146,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		2,000,000
	1 地方特例交付金	2,000,000
5 地方交付税		196,368,000
	1 地方交付税	196,368,000
6 交通安全対策特別交付金		736,000
	1 交通安全対策特別交付金	736,000
7 分担金及び負担金		8,150,941
	1 分担金	663,569
	2 負担金	7,487,372
8 使用料及び手数料		15,837,577
	1 使用料	11,474,516
	2 手数料	666,111
	3 証紙収入	3,696,950
9 国庫支出金		164,712,119
	1 国庫負担金	52,994,897
	2 国庫補助金	109,933,696
	3 委託金	1,783,526
10 財産収入		1,972,161
	1 財産運用収入	1,020,049
	2 財産売却収入	952,112
11 寄附金		132,218
	1 寄附金	132,218
12 繰入金		45,926,825
	1 特別会計繰入金	786,161
	2 基金繰入金	45,140,664

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		142,300,222
	1 延滞金、加算金及び過料	487,614
	2 県預金利子	723
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	121,686,401
	5 受託事業収入	4,885,816
	6 収益事業収入	7,797,814
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	7,437,999
15 県債		83,926,700
	1 県債	83,926,700
歳入合計		1,292,193,509

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,680,883
	1 議 会 費	1,680,883
2 総 務 費		41,276,043
	1 総 務 管 理 費	26,555,100
	2 徴 税 費	12,273,495
	3 市 町 村 振 興 費	1,820,325
	4 選 挙 費	17,580
	5 人 事 委 員 会 費	142,917
	6 監 査 委 員 費	166,626
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		14,144,883
	1 企 画 費	8,220,635
	2 開 発 費	5,385,256
	3 統 計 調 査 費	538,992
4 生 活 環 境 費		6,575,868
	1 生 活 文 化 費	1,821,705
	2 環 境 保 全 費	4,754,163
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,985,130
	1 防 災 費	4,951,435
	2 災 害 救 助 費	33,695
6 保 健 医 療 費		137,444,859
	1 保 健 医 療 費	70,054,427
	2 保 健 所 費	2,077,166

	3 医 薬 費	11,715,329
	4 環 境 衛 生 費	1,235,558
	5 公 衆 衛 生 費	52,362,379
7 福 祉 費		126,163,330
	1 福 祉 政 策 費	2,469,727
	2 生 活 保 護 費	4,982,841
	3 障 害 福 祉 費	35,941,345
	4 長 寿 福 祉 費	42,113,590
	5 児 童 福 祉 費	40,655,827
8 労 働 費		2,759,713
	1 労 働 政 策 費	747,122
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,881,249
	3 労 働 委 員 会 費	131,342
9 農 林 水 産 業 費		40,533,269
	1 農 業 費	11,251,059
	2 畜 産 業 費	3,306,236
	3 林 業 費	5,834,681
	4 水 産 業 費	3,804,553
	5 農 地 費	16,336,740
10 営 業 戦 略 費		6,328,080
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	983,150
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,506,526
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,838,404
11 立 地 推 進 費		19,754,879
	1 立 地 推 進 費	19,754,879

12 商 工 費		121,269,416
	1 産 業 政 策 費	115,974,874
	2 技 術 振 興 費	2,522,192
	3 中 小 企 業 費	2,772,350
13 土 木 費		100,253,596
	1 土 木 管 理 費	3,687,166
	2 道 路 橋 梁 費	60,780,650
	3 河 川 海 岸 費	20,555,871
	4 港 灣 費	5,044,949
	5 都 市 計 画 費	5,557,164
	6 住 宅 費	4,627,796
14 警 察 費		62,625,169
	1 警 察 管 理 費	56,536,390
	2 警 察 活 動 費	6,088,779
15 教 育 費		258,574,630
	1 教 育 総 務 費	43,615,505
	2 小 学 校 費	80,278,974
	3 中 学 校 費	45,589,933
	4 高 等 学 校 費	58,027,285
	5 特 別 支 援 学 校 費	25,313,184
	6 社 会 教 育 費	3,633,862
	7 保 健 体 育 費	2,115,887
16 災 害 復 旧 費		841,885
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	192,003
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		162,309,295
	1 公 債 費	162,309,295
18 諸 支 出 金		182,672,581
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,892,092
	2 利子割交付金	186,949
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	94,185,064
	5 地方消費税交付金	72,972,136
	6 配当割交付金	2,553,516
	7 株式等譲渡所得割交付金	1,680,237
	8 環境性能割交付金	1,108,138
	9 法人事業税交付金	7,944,820
	10 自動車取得税交付金	76,572
	11 公営企業貸付金	73,056
19 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		1,292,193,509

第2表 債務負担行為  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和5年度 至 令和15年度	元金1,175,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県 庁 舎 空 調 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	県庁舎の空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	551,011千円
筑 西 合 同 庁 舎 受 変 電 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	筑西合同庁舎の受変電設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 6 年 度	107,052千円
共 通 基 盤 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託 契 約	共通基盤システム更新業務に係る委託契約を締結する。	令 和 6 年 度	289,477千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額4億250万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	882,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和12年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	11,000千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	27,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	20,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	534,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和17年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	56,000千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和11年度	1,250千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	15,554千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	3,410千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和5年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和5年度 至 令和6年度	261,066千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和25年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和20年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和5年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和6年度 至 令和17年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和8年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和25年度	31,250千円

漁業近代化資金等 利 子 補 給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和28年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和6年度 至 令和8年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の除塵機設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の額田こ道橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	90,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋外1箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	2,000,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般県道日立港線、日立市久慈町地内の甕の橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	300,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道北茨城大子線、北茨城市磯原地内の磯原跨線橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和8年度	1,100,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市成田地内の成田陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 費用負担契約	一級河川沢渡川、水戸市見和地先の捷水路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	1,400,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外6箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	700,000千円

県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	385,000千円
県立学校校舎 賃貸借契約	県立協和特別支援学校外2校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和16年度	2,134,550千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,100千円
近代美術館展覧会 開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,650千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	1,760千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和6年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	10,417千円
警察本部庁舎 窓際空調設備 更新工事請負契約	警察本部庁舎の窓際空調設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	197,230千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託業務を締結する。	令和6年度	45,680千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	316,400	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200			
土地改良事業	2,712,200			
河川事業	12,737,000			
海岸整備事業	223,700			
砂防事業	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200			
港湾整備事業	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800			
街路事業	675,700			
空港整備事業	6,600			
放課後児童クラブ整備事業	304,500			
産業技術専門学院整備事業	10,800			
いばらき就職支援センター整備事業	60,300			
茨城県職業人材育成センター整備事業	56,300			
体育施設整備事業	131,100			
公営住宅建設事業	986,100			
過年補助災害復旧事業	21,300			
現年補助災害復旧事業	198,300			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	123,800			
老人福祉施設整備事業	390,300			

障害福祉施設整備事業	3,866,600			
総合福祉会館整備事業	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800			
交通安全施設整備事業	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600			
公園事業	621,400			
高校整備事業	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100			
特別支援学校整備事業	763,900			
空港周辺整備事業	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900			
災害救助対策事業	3,600			
アクアワールド 茨城県大洗水族館整備事業	206,100			
消防施設整備事業	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800			
農業総合センター 施設整備事業	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400			
県民文化センター 施設整備事業	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600			
家畜保健衛生所 施設整備事業	50,400			
保健所施設整備事業	103,400			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	75,400			

公共処分場整備事業	257,800			
地域活性化事業	506,100			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900			
上水道事業出資金	951,000			
臨時財政対策債	16,400,000			
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	83,926,700			

## 第6号議案

### 令和5年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和5年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,050,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		20,050,245 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 収 入	19,354,805
	2 繰 入 金	152,900
	3 繰 越 金	542,540
歳 入 合 計		20,050,245

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		20,050,245 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 費	19,419,032
	2 積 立 金	1,508
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	529,705
歳 出 合 計		20,050,245

## 第7号議案

### 令和5年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和5年度公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,318,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	91,156,500 <sup>千</sup>	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	91,156,500			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		160,318,272 <sup>千円</sup>
	1 財 産 収 入	159,720
	2 繰 入 金	69,002,052
	3 県 債	91,156,500
歳 入 合 計		160,318,272

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		160,318,272 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	160,318,272
歳 出 合 計		160,318,272

## 第 8 号議案

### 令和 5 年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和 5 年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ796,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		796,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	795,999
歳 入 合 計		796,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		796,000 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	600,000
	2 繰 出 金	195,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		796,000

## 第9号議案

### 令和5年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,968,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
神栖総合公園整備事業	87,100 千円	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
サッカーミュージアム 整備事業	29,200			
計	116,300			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		1,968,859 <sup>千円</sup>
	1 事 業 収 入	520,000
	2 財 産 収 入	548,167
	3 繰 越 金	387,730
	4 諸 収 入	395,795
	5 県 債	116,300
	6 使 用 料	867
歳 入 合 計		1,968,859

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		1,968,859 <sup>千円</sup>
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,200,666
	2 公 債 費	758,193
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		1,968,859

## 第10号議案

### 令和5年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和5年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,719,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	527,200 千円	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	527,200			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院収入		3,719,328 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	1,812,687
	2 財産収入	1,152
	3 繰入金	1,331,576
	4 繰越金	30,000
	5 諸収入	15,898
	6 県債	527,200
	7 国庫支出金	815
歳入合計		3,719,328

歳 出

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院学費		3,719,328 <sup>千円</sup>
	1 病院運営費	3,183,803
	2 研究研修費	22,700
	3 公債費	510,325
	4 予備費	2,500
歳出合計		3,719,328

## 第11号議案

### 令和5年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和5年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,939,394千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		242,939,394 <sup>千円</sup>
	1 負担金	80,983,723
	2 国庫支出金	67,792,176
	3 財産収入	5,968
	4 繰入金	15,059,909
	5 繰越金	28,293
	6 諸収入	79,069,325
歳入合計		242,939,394

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		242,939,394 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険費	242,933,326
	2 積立金	5,968
	3 予備費	100
歳出合計		242,939,394

## 第12号議案

### 令和5年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		314,774 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	27,867
	2 貸付返納金	111,097
	3 繰越金	175,528
	4 諸収入	282
歳入合計		314,774

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		314,774 <sup>千円</sup>
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	113,294
	2 予備費	201,480
歳出合計		314,774

## 第13号議案

### 令和5年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,399,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		1,399,094 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	21,206
	2 繰 越 金	37,650
	3 諸 収 入	1,340,238
歳 入 合 計		1,399,094

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		1,399,094 <sup>千円</sup>
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	1,392,694
	2 予 備 費	6,400
歳 出 合 計		1,399,094

## 第14号議案

### 令和5年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和5年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ371,407千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		371,407 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	4,123
	2 繰越金	327,567
	3 諸収入	39,717
歳入合計		371,407

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金支出		371,407 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	367,267
	2 業務勘定支出	4,134
	3 予備費	6
歳出合計		371,407

## 第15号議案

### 令和5年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,343 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	342
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		91,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,343 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,343

## 第16号議案

### 令和5年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,353 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	1,349
	2 繰 越 金	53,048
	3 諸 収 入	16,956
歳 入 合 計		71,353

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,353 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,349
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,353

## 第17号議案

### 令和5年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,965,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 6,967,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	6,967,600			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,965,139 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	1,656,078
	2 財 産 収 入	424,592
	3 繰 入 金	1,789,549
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	125,320
	6 県 債	6,967,600
歳 入 合 計		10,965,139

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,965,139 <sup>千円</sup>
	1 港 湾 総 務 費	136,090
	2 港 湾 管 理 費	1,724,646
	3 港 湾 振 興 費	51,596
	4 港 湾 建 設 費	5,573,600
	5 公 債 費	3,477,207
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,965,139

## 第18号議案

### 令和5年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,325,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,723,000	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	1,723,000			

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		15,325,220 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	45,755
	3 負担金	260,000
	4 財産収入	6,764,450
	5 繰入金	4,495,000
	6 繰越金	1,500,257
	7 諸収入	536,748
	8 県債	1,723,000
歳 入 合 計		15,325,220

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		15,325,220 <sup>千円</sup>
	1 T X 沿線開発事業費	6,067,498
	2 島名・福田坪開発事業費	2,487,955
	3 上河原崎・中西開発事業費	6,715,358
	4 阿見・吉原開発事業費	54,409
歳 出 合 計		15,325,220

## 第19号議案

### 令和5年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 中央病院事業

##### (1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

##### (2) 患者数

入院	1日平均	388人	年間	141,990人
外来	1日平均	941人	年間	228,560人

#### 2 こころの医療センター事業

##### (1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

##### (2) 患者数

入院	1日平均	224人	年間	82,130人
外来	1日平均	306人	年間	74,358人

#### 3 こども病院事業

##### (1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

##### (2) 患者数

入院	1日平均	103人	年間	37,698人
外来	1日平均	221人	年間	53,718人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 本庁事業収益	121,860千円
第1項 医療外収益	121,860千円
第2款 中央病院事業収益	20,777,550千円
第1項 医療収益	16,243,903千円
第2項 医療外収益	4,523,647千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,153,669千円
第1項 医療収益	3,132,235千円
第2項 医療外収益	1,020,434千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,346,988千円
第1項 医療収益	43,205千円
第2項 医療外収益	1,302,783千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	121,860千円
第1項 医療費用	121,855千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	20,766,840千円
第1項 医療費用	20,498,179千円
第2項 医療外費用	248,661千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,124,682千円
第1項 医療費用	4,040,413千円
第2項 医療外費用	77,269千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,257,507千円
第1項 医療費用	1,180,072千円
第2項 医療外費用	75,435千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,397千円は、過年度分損益勘定留保資金430,184千円及び当年度分損益勘定留保資金629,213千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	1,059,895千円
第1項 企業債	519,600千円
第2項 負担金	530,295千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	222,811千円
第1項 企業債	125,000千円
第2項 負担金	97,811千円
第3款 こども病院資本的収入	616,926千円
第1項 企業債	330,100千円
第2項 負担金	270,136千円
第3項 国庫補助金	16,690千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	1,811,017千円
第1項 建設改良費	854,713千円
第2項 償還金	956,304千円
第2款 ころの医療センター資本的支出	327,328千円
第1項 建設改良費	131,527千円
第2項 償還金	195,621千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	820,684千円
第1項 建設改良費	346,865千円
第2項 償還金	473,819千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 519,600	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立ころの医療センター整備事業	125,000			
県立こども病院整備事業	330,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 職員給与費等 | 13,652,629千円 |
| (2) 交際費    | 610千円        |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	3,460,435千円
燃料	65,475千円
計	3,525,910千円

2 こころの医療センター事業

薬品	139,157千円
診療材料	35,184千円
燃料	943千円
計	175,284千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療情報機器	電子カルテシステム	1 式

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第20号議案

### 令和5年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	33市町村 2企業団
(2) 年 間 総 給 水 量	142,741,072m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 給 水 量	390,003m <sup>3</sup>
(4) 建 設 改 良 費	
県南西広域水道事業	7,845,089千円
鹿行広域水道事業	1,413,192千円
県中央広域水道事業	1,433,233千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	20,020,440千円
第1項 営 業 収 益	17,724,055千円
第2項 営 業 外 収 益	2,284,646千円
第3項 特 別 利 益	11,739千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	21,154,064千円
第1項 営 業 費 用	20,111,468千円
第2項 営 業 外 費 用	1,018,457千円
第3項 特 別 損 失	12,139千円
第4項 予 備 費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,313,943千円は、過年度分損益勘定留保資金8,833,299千円、当年度分消費税等資本的収支調整額468,501千円及び建設改良積立金12,143千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,412,755千円
第1項 国 庫 補 助 金	540,255千円
第2項 企 業 債	2,550,100千円
第3項 出 資 金	951,000千円
第4項 負 担 金	170,250千円
第5項 他 会 計 補 助 金	111,625千円
第6項 長 期 借 入 金	73,056千円

第7項 関連事業収入	16,469千円
支 出	
第1款 資本的支出	13,726,698千円
第1項 建設改良費	10,691,514千円
第2項 資産購入費	41,819千円
第3項 償 還 金	2,882,791千円
第4項 補助金返還金	105,085千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	974,655千円
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,897,728
鹿行広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	408,551
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	178,156
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	47,960
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	7,496

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,550,100千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,089,905千円

(2) 交際費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、233,580千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第21号議案

### 令和5年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	248事業所
(2) 年間総給水量	328,140,106㎡
(3) 1日平均給水量	896,558㎡
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	168,473千円
鹿島工業用水道事業	1,809,308千円
県南西広域工業用水道事業	2,291,464千円
県央広域工業用水道事業	1,538,903千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,556,866千円
第1項 営業収益	12,313,011千円
第2項 営業外収益	1,243,855千円
支 出	
第1款 事業費用	13,133,219千円
第1項 営業費用	12,590,725千円
第2項 営業外費用	531,994千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,928,552千円は、過年度分損益勘定留保資金4,535,470千円、当年度分消費税等資本的収支調整額220,641千円及び建設改良積立金172,441千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,132,712千円
第1項 国庫補助金	88,700千円
第2項 企業債	2,268,400千円
第3項 負担金	485,919千円
第4項 基金繰入金	289,693千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,061,264千円
第1項 建設改良費	5,808,148千円
第2項 資産購入費	4,132千円
第3項 償還金	2,069,454千円

第4項 補助金返還金 101,508千円

第5項 基金積立金 78,022千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	323,323 <sup>千円</sup>
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	79,266
那珂川工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	534,850
県央広域工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	452,445

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	2,268,400 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 729,526千円

(2) 交 際 費 296千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,341千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第22号議案

### 令和5年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

稲敷土地造成事業

土地分譲 76,000㎡

土地造成費 59,646千円

つくばみらい福岡地区  
土地造成事業

土地分譲 596,000㎡

土地造成費 324,062千円

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,255,200千円

ひたちなか地区  
土地造成事業

開発調査 232,000㎡

土地造成費 71,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,559,571千円

第1項 営業収益 24,559,392千円

第2項 営業外収益 179千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 21,305,339千円

第1項 営業費用 21,099,312千円

第2項 営業外費用 203,627千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,567,026千円は、過年度分損益勘定留保資金80,585千円及び当年度分損益勘定留保資金19,486,441千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 6,338,094千円

第1項 企業債 5,983,700千円

第2項 受託工事収入	258,500千円
第3項 関連事業収入	95,894千円
支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円
第1項 土地造成費	6,709,908千円
第2項 資産購入費	12千円
第3項 償還金	19,195,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ひたちなか地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和6年度 至 令和7年度	3,841,950 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	5,983,700 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 51,714千円

(2) 交際費 11千円

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土地	工業団地	593,000㎡	売払い
(坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)				

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第23号議案

### 令和5年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,857,895m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	122,563m <sup>3</sup>
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,472,522千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,564,619千円
第1項 営業収益	2,990,657千円
第2項 営業外収益	571,711千円
第3項 特別利益	2,251千円
支 出	
第1款 事業費用	3,386,298千円
第1項 営業費用	3,335,832千円
第2項 営業外費用	49,405千円
第3項 特別損失	61千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,096,264千円は、過年度分損益勘定留保資金924,906千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額171,358千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,779,946千円
第1項 国庫補助金	593,529千円
第2項 企業債	1,176,000千円
第3項 負担金	10,417千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,876,210千円
第1項 建設改良費	2,472,522千円
第2項 資産購入費	44,581千円
第3項 償還金	359,107千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令和6年度	130,000 <sup>千円</sup>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鹿島臨海都市計画 下水道事業	1,176,000 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 179,470千円

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第24号議案

### 令和5年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	129,643,000m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	354,216m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,231,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,299,483千円
第1項 営業収益	9,469,126千円
第2項 営業外収益	7,756,219千円
第3項 特別利益	74,138千円
支 出	
第1款 事業費用	18,718,283千円
第1項 営業費用	18,341,344千円
第2項 営業外費用	322,331千円
第3項 特別損失	50,608千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,893,649千円は、過年度分損益勘定留保資金1,308,974千円、当年度分損益勘定留保資金496,245千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額88,430千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,460,910千円
第1項 国庫補助金	2,355,627千円
第2項 企業債	1,194,300千円
第3項 負担金	910,842千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	61千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,354,559千円
第1項 建設改良費	4,231,431千円
第2項 資産購入費	25,189千円

第3項 償 還 金 2,097,891千円

第4項 基金積立金 48千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和6年度	622,654 <sup>千円</sup>
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,165,800
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和6年度	105,520
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和6年度	125,776
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令和6年度	70,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,194,300 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 514,371千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,477,250千円である。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦



条例 ・ その他

## 第25号議案

### 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

茨城県退職手当基金	職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	退職手当の支給に要する経費に充てるとき。
-----------	---	----------------------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第26号議案

### 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「1,800円」を「1,400円」に改める。

別表第1中428の項を428の2の項とし、427の項の次に次のように加える。

428 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
---	-------------------	---------

別表第1の432の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「許可の」を「適用除外に係る許可の」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さの適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項を同表の432の2の項とし、同表の431の項の次に次のように加える。

432 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	------------------	----------

別表第1の434の4の項の次に次のように加える。

434の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	---------------------------	----------

別表第1の446の項中「一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料」に改め、同表の447の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表の447の2の項中「一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料」を「一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料」に改め、同表の447の3の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表の448の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物に限る」に改め、同表の448の2の項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物に限る」に改め、同表の461の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表の462の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表の476の項中

「ア 認定の対象が住宅の単

位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び477の2の3の項から477の2の5の項までにおいて同じ。）である場合（ア又はイ）に規定する額

（ア）申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

（イ）申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

を

ア 認定の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この項、次項及び477の2の3の項から477の2の5の項までにおいて同じ。）を有する住宅である場合 4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

に、

エ 認定の対象が住宅及び

住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の（ア）又は

住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

を

(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

に、

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省 令第1号。国土交通省

以下この項から477の2の6の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項において「性能基準」という。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸

が2以上の場合 当該  
単位住戸の床面積の  
合計が300平方メー  
トル未満のときは57,000  
円, 300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のときは96,000  
円, 2,000平方メー  
トル以上5,000平方メー  
トル未満のときは  
163,000円, 5,000平方  
メートル以上のときは  
234,000円

イ 認定の対象が住宅で  
ある場合(認定の対象  
が2以上の単位住戸を  
有する住宅の場合に限  
る。)申請に係る住宅  
の床面積(共用部分に係  
る数値を用いない方法  
による場合にあっては,  
共用部分の床面積を除  
く。)の合計が300平方  
メートル未満のときは  
57,000円, 300平方メー  
トル以上2,000平方メー  
トル未満のときは96,000  
円, 2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル  
未満のときは163,000円,  
5,000平方メートル以上  
のときは234,000円

を

しているかどうかの基  
準が, 省令第10条第2  
号イ(2)及びロ(2)に定め  
る基準(以下この項,  
次項, 477の2の3の  
項及び477の2の4の  
項において「誘導仕  
様基準」という。)に  
よる場合 当該単位住  
戸の床面積が200平方  
メートル未満のとき  
は15,000円, 200平方  
メートル以上のときは  
16,000円

イ 認定の対象が2以上の  
単位住戸を有する住宅で  
ある場合 (ア)又は(イ)に規  
定する額

(ア) 申請に係る住宅につ  
いて, 誘導基準に適合  
しているかどうかの基  
準が, 性能基準による  
場合 申請に係る住宅  
の床面積の合計が300  
平方メートル未満のと  
きは57,000円, 300平  
方メートル以上2,000  
平方メートル未満のと  
きは96,000円, 2,000平  
方メートル以上5,000  
平方メートル未満のと  
きは163,000円, 5,000  
平方メートル以上のと  
きは234,000円

(イ) 申請に係る住宅につ  
いて, 誘導基準に適合  
しているかどうかの基  
準が, 誘導仕様基準に  
よる場合 申請に係る  
住宅の床面積の合計が  
300平方メートル未満  
のときは27,000円, 300  
平方メートル以上2,000  
平方メートル未満のと  
きは47,000円, 2,000平  
方メートル以上5,000平  
方メートル未満のとき  
は86,000円, 5,000平方

に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定

メートル以上のときは  
130,000円

める省令（平成28年<sup>経済産業省</sup><sub>国土交通省</sub>令第1号。以下この項から477の2の6の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この項から477の2の2の項まで、477の2の5の項及び477の2の6の項）を「省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項）」に、「省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項から477の2の2の項まで、477の2の5の項及び477の2の6の項）を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項、次項、477の2の3の項及び477の2の4の項）」に改め、同表の477の項中

ア 認定の対象が住宅の単  
位住戸である場合 (ア)又  
は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸  
が1の場合 2,000円

(イ) 申請に係る単位住  
戸が2以上の場合 当  
該単位住戸の床面積の  
合計が300平方メー  
トル未満のときは4,000  
円, 300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のときは8,000  
円, 2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル  
未満のときは19,000円,  
5,000平方メートル以上  
のときは33,000円

イ 認定の対象が住宅であ  
る場合（認定の対象が2  
以上の単位住戸を有する  
住宅の場合に限る。）申  
請に係る住宅の床面積  
（共用部分に係る数値を  
用いない方法による場合  
にあっては、共用部分の  
床面積を除く。）の合計  
が300平方メートル未満  
のときは4,000円, 300平  
方メートル以上2,000平  
方メートル未満のときは  
8,000円, 2,000平方メー  
トル以上5,000平方メー  
トル未満のときは19,000  
円, 5,000平方メートル

を

ア 認定の対象が1の単位  
住戸を有する住宅である  
場合 2,000円

イ 認定の対象が2以上の  
単位住戸を有する住宅で  
ある場合 申請に係る住  
宅の床面積の合計が300  
平方メートル未満のとき  
は4,000円, 300平方メー  
トル以上2,000平方メー  
トル未満のときは8,000  
円, 2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル  
未満のときは19,000円,  
5,000平方メートル以上  
のときは33,000円

に、

以上のときは33,000円

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

を

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

に、

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円  
(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方

該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

を

メートル以上のときは8,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合（ア）又は（イ）に規定する額

（ア）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

（イ）申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

に、「省令第1条第1項第1号ただし書」を

「省令第10条第1号ただし書」に改め、同表の477の2の項中

ア 判定に係る建築物につ

ア 判定に係る建築物について、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2

いて、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平

を

の6の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

イ 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この項、次項、477の2の5の項及び477の2の6の項において「モデル建物法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル

に改め、同表の477の2の3の項中

方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

トル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

イ 認定の対象が住宅である場合 (認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積 (省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。) の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積 (省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。) の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

を

に、

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

を

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

に、

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る単位住戸

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準に

が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては,共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

を

よる場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について,誘導基準に適合しているかどうかの基準が,性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては,共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

(イ) 申請に係る住宅について,誘導基準に適合しているかどうかの基準が,誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては,共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平

に、「同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次項

方メートル未満のときは86,000円, 5,000平方メートル以上のときは130,000円

において「標準入力法・主要室入力法」という。)を「標準入力法・主要室入力法」に、「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次項において「モデル建物法」という。))を「モデル建物法」に改め、同表の477の2の4の項中

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 2,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

イ 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 2,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

エ 認定の対象が住宅及び

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

を

住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

に、

ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 (ア)又は(イ)に規定する額  
(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方

ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方

メートル以上のときは  
16,000円

(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

イ 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。）申請に係る住宅の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

を

メートル以上のときは  
8,000円

イ 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 (ア)又は(イ)に規定する額

(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積（省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは14,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円, 5,000平方メートル以上のときは65,000円

に改め、同表の477の2の5の項中

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額

を

エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額  
(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額  
(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積（省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じてイの規定により算出した額

に、「省令第1条第2号イ(1)」を「省令第1

条第1項第2号イ(1)」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準」を「省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下この項において「モデル住宅法・フロア入力法」という。）」に、「省令第1条第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準」を「モデル住宅法・フロア入力法」に改める。

別表第5の3の2の3の項中「9,800円」を「9,400円」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定並びに別表第1中428の項を428の2の項とし、427の項の次に次のように加える改正規定、同表の432の項の改正規定、同項を同表の432の2の項とし、同表の431の項の次に次のように加える改正規定、同表の434の4の項の次に次のように加える改正規定及び同表の446の項から448の2の項までの改正規定並びに別表第5の3の2の3の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第27号議案

### 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例

茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第43条に次の1項を加える。

- 3 第3章の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備（同法第21条第6項に規定する県の基準が定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第28号議案

### 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程，学校法人順天堂が設置する順天堂大学の医学を履修する課程及び学校法人昭和大学が設置する昭和大学」を「別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

法人の名称	大学の名称
国立大学法人筑波大学	筑波大学
国立大学法人東京医科歯科大学	東京医科歯科大学
学校法人順天堂	順天堂大学
学校法人昭和大学	昭和大学
学校法人日本大学	日本大学

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第29号議案

### 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例及び茨城県少子化対策審議会 条例の一部を改正する条例

(茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例の一部改正)

第1条 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表 1 使用料の表障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同表障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）の項及び障害児入所支援（児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表地域生活支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により市町村が行う事業に限る。）に係るサービスの項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(茨城県少子化対策審議会条例の一部改正)

第2条 茨城県少子化対策審議会条例（平成25年茨城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第30号議案

### 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 11 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 12 第10項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第54条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第61条に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第76条中「第41条まで、第43条から」を削る。

第76条の2中「第51条から」の次に「第53条の4まで、第54条から」を加える。

第79条中「第41条まで、第43条から」を削る。

第79条の9中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

第87条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加え、「及び第47条」を「、第47条」に改める。

第88条第1項中「第6条第1項、第3項、第4項及び第7項」を「第6条第1項、第3項、第4項、第7項及び第11項」に、「第6条第1項中」を「第6条第1項及び第3項中」に改め、「、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削り、「第7条第1項」を「同条第11項並びに第7条第1項」に、「第61条第1項、第3項及び第4項」を「同条第12項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第61条第1項及び第3項から第5項までの規定」に、「第71条第1項中」を「第71条第1項及び第3項中」に改め、「、同条第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第40条の2第1項から第3項まで（改正後の条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第40条の3第2項（改正後の条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2及び第79条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第31号議案

### 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第38条の2第1項及び第2項（改正後の条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第32号議案

### 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「付則第8項」を「付則第9項」に改める。

付則第8項の表に次のように加える。

付則第8項	第5条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

付則第8項を付則第9項とし、付則第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第5条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第33号議案

### 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）

は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第13条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第14条第2項において同じ。）は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものと

する。

第13条の2の見出しを削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第82条に次の1項を加える。

8 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第88条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第88条に次の1項を加える。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の2第1項から第3項まで（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第34号議案

### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第13条の項を次のように改める。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第15条第1項の表第21条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第50条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改め、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に、「便所」を「便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第35号議案

### 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表物性試験・薄膜作成等機器の部微小蛍光エックス線分析装置の項中「3,200」を「3,520」に改め、同部粒度分布測定装置の項中「1,540」を「1,650」に改め、同部に次のように加える。

真 円 度 測 定 機	1 時 間	2,310
画 像 測 定 機	1 時 間	1,870

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表耐候試験機器の部携帯用分光式色差計の項及び携帯用光沢計の項を削り、同表設計支援機器の部立体造形装置の項を削り、同表自動化技術支援機器の部に次のように加える。

撮 像 検 証 シ ス テ ム	1 時 間	1,430
-----------------	-------	-------

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品等分析・観察機器の部に次のように加える。

テ ン シ プ レ ッ サ ー	1 時 間	880
-----------------	-------	-----

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品加工試験機の部ロールミルの項、アイスクリーム製造装置の項及び真空煮詰め機の項を削る。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験機器類の部に次のように加える。

K E S 風 合 い 試 験 機	引 張 せ ん 断 試 験 機	1 時 間	1,210
	純 曲 げ 試 験 機	1 時 間	1,210
	大 型 曲 げ 試 験 機	1 時 間	1,210
	圧 縮 試 験 機	1 時 間	1,100
	表 面 試 験 機	1 時 間	1,210
	表 面 摩 擦 試 験 機	1 時 間	1,210
	サ ー モ ラ ボ	1 時 間	1,100
	大 型 ね じ り 試 験 機	1 時 間	1,210

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表分析の部定性分析の項中

微小蛍光エックス線分析装置によるもの（マッピング分析以外のもの）	1 試料・1 測定	3,520
----------------------------------	-----------	-------

を

微小蛍光エックス線分析装置によるもの（マッピング分析以外のもの）	1 試料・1 測定	3,960
----------------------------------	-----------	-------

に、「5,720」を「6,600」に改め、

同部定量分析の項中

p H 値 測 定	1 試 料	600
総 合 定 量 分 析	1 試 料 ・ 1 成 分	3,860

を

p H 値 測 定	1 試 料	770
-----------	-------	-----

に改め、同表性能試験（長期

性能試験）の部荷重試験の項を削り、同表精度試験の部精密測定に次のように加える。

真円度測定機によるもの	1 試料・1 測定	2,530
画像測定機によるもの	1 試料・1 測定	2,200

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属試験の部前処理の項に次のように加える。

試 料 切 断	0 . 5 時 間	1,980
---------	-----------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表設計支援の部に次のように加える。

立体造形装置	設 定	1 件 ・ 1 時 間	3,740
	造 形	1 件 ・ 1 時 間	770

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表電気試験の部電磁ノイズ源探査（電磁界可視化装置によるもの）の項の次に次のように加える。

電 気 計 測（抵 抗 計 に よ る も の）	1 試 験 ・ 1 測 定	990
電 気 計 測（デジタルマルチメータによるもの）	1 試 験 ・ 1 測 定	990

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表自動化技術支援の部に次のように加える。

撮 像 検 証 シ ス テ ム に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	1,650
---------------------------	---------------	-------

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品の分析、試験等の部一般分析の項中

ガスクロマトグラフによる分析	1 試料・1 測定	7,160
液体クロマトグラフによる分析	1 試料・1 成分	13,860以上 96,910以下

を

ガスクロマトグラフによる分析	1 試料・1 測定	7,160
----------------	-----------	-------

に改め、同部栄養成分分析の

項中「33,880」を「45,540」に、「35,860」を「50,930」に改める。

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部中

熱 拡 散 率 ・ 熱 伝 導 率 測 定	1 試 料	7,040
-----------------------	-------	-------

を

摩 擦 処 理 試 験	1 試料 (1,000回まで)	990	
熱 拡 散 率 測 定	1 測 定	7,590	
K E S 風 合 い 試 験	引 張 せん 断 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,870
	曲 げ 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,870
	圧 縮 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,760
	表 面 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,870
	接 触 冷 温 感 ・ 熱 伝 導 率 ・ 保 温 性 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,760
	ね じ り 試 験	1 件 ( 1 事 項 )	1,870
	風 合 い 値 解 析	1 件 ( 1 事 項 )	990

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第36号議案

# 茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 鶏舎設備等基準の設定等（第7条—第12条）
- 第3章 人材の育成（第13条）
- 第4章 人員及び資材の確保（第14条）

### 付則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、大規模農場における鳥インフルエンザの発生が養鶏産業に重大な被害を与えているのみならず、その防疫措置が行政機能に重大な影響を及ぼしていることに鑑み、基本理念を定め、県、大規模事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、迅速な防疫措置を行うために必要な措置その他の鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止を図るために必要な措置（以下「発生の予防及びまん延の防止の措置」という。）を講ずることにより、大規模農場で鳥インフルエンザが発生した際の行政機能の低下による県民生活への影響を最小限にとどめるとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）による措置と相まって、養鶏産業の振興を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「鳥インフルエンザ」とは、法第2条第1項に規定する高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

2 この条例において「大規模農場」とは、農場（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の5に規定する農場をいう。以下同じ。）であって、その敷地内に50万羽以上の採卵鶏をケージ（鶏を収容するための籠をいう。以下同じ。）に入れて飼養することができる施設を有するものをいう。

3 この条例において「大規模事業者」とは、大規模農場で飼養する鶏を所有する者（当該鶏を管理する所有者以外の者があるときは、その者）をいう。

4 この条例において「関係団体」とは、養鶏に関連する事業を行う者で組織する団体その他の養鶏に関連する活動を行う団体をいう。

5 この条例において「防疫措置」とは、鳥インフルエンザが発生した場合に、まん延を防止するために行うと殺、死体及び汚染物品の処理、消毒その他の措置をいう。

6 この条例において「鶏舎等」とは、鶏舎及び鶏舎に設置されるケージをいう。

##### （基本理念）

第3条 大規模農場における発生の予防及びまん延の防止の措置は、県、大規模事業者及び関係団体の相互の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

##### （県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大規模事業者及び関係団体と連携して、大規模農場における発生の予防及びまん延の防止の措置を講ずるとともに、大規模事業者に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

##### （大規模事業者の責務）

第5条 大規模事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する鶏を飼養する大規模農場における発生の予防及びまん延の防止の措置を講ずるとともに、前条に規定する県の措置に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、前2条に規定する県及び大規模事業者の措置に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 鶏舎設備等基準の設定等

(鶏舎設備等基準の設定)

第7条 知事は、迅速な防疫措置に資する構造の鶏舎等その他必要な設備に関する基準（以下「鶏舎設備等基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、鶏舎設備等基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(鶏舎等の工事等)

第8条 大規模農場において鶏舎の新設若しくは建替え若しくはケージの新設若しくは取替え（鶏舎内の全てのケージを新設し、又は取り替える場合に限る。）（以下「工事等」という。）を行おうとする者又は大規模農場以外の農場を大規模農場とする工事等を行おうとする者は、当該工事等を行う鶏舎等が鶏舎設備等基準に適合するように努めなければならない。

(工事等の届出)

第9条 前条に規定する者は、あらかじめ、知事が別に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 工事等の種別
- (2) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 大規模農場内の鶏舎数
- (4) 大規模農場内の鶏舎で飼養する予定の鶏の羽数
- (5) 工事等をする鶏舎の名称
- (6) 工事等をする鶏舎で飼養する予定の鶏の羽数
- (7) 工事等をする鶏舎等の鶏舎設備等基準への適合状況
- (8) 工事等の期間

2 前項の届出には、工事等の設計図及び工事等をする鶏舎が存する農場の敷地内の平面図を添付しなければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、当該届出に係る工事等の実施の間において同項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第10条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る鶏舎等について、鶏舎設備等基準の適合に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、大規模事業者に対し、当該大規模事業者が所有し、又は管理する鶏を飼養する鶏舎等の鶏舎設備等基準への適合状況について、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、家畜防疫員（法第53条第3項に規定する家畜防疫員をいう。次項において同じ。）に、大規模農場に立ち入り、当該大規模農場内の鶏舎等の鶏舎設備等基準への適合状況を調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査を行う家畜防疫員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(提出書類の経由機関)

第12条 第9条又は前条第1項の規定に基づき知事に提出する書類は、第9条の届出又は前条第1項の報告に係る鶏舎等が存する大規模農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して提出しなければならない。

### 第3章 人材の育成

第13条 知事は、大規模事業者及び大規模農場の衛生管理区域（法第8条の2第1項に規定する衛生管理区域をいう。）において養鶏に関する業務に従事する者（第3項において「従事者」という。）を対象に、発生の予防及びまん延の防止の措置を講ずるために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図るための研修を実施するものとする。

2 大規模事業者は、大規模農場の飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。次項において同じ。）に、年1回以上、前項の研修を受けさせなければならない。

3 大規模事業者は、飼養衛生管理者を通じて、第1項の研修の内容に従事者に周知するよう努めなければならない。

### 第4章 人員及び資材の確保

第14条 大規模事業者は、大規模農場で鳥インフルエンザが発生した場合に備えて、対応計画（法第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準に基づき策定する対応計画をいう。）を策定しなければならない。

2 前項の対応計画には、防疫措置を行う場合に大規模事業者自らが確保することのできる人員及び当該人員の作業内容並びに調達することのできる資材を記載しなければならない。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する工事等について適用する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第37号議案

### 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

第12条の2の見出し中「鹿島港の運動施設」を「魚釣園」に改め、同条第1項中「鹿島港の区域内において運動のための港湾施設として整備するもの（以下「鹿島港の運動施設」という。）」を削り、同項の表鹿島港の運動施設の項を削り、同表魚釣園の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。）」に改める。

第18条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条の2第3号中「鹿島港の運動施設,」を削る。

第18条の7第1項中「その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

別表第3中その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表を削り、「その2 魚釣園の利用料金」を「その1 魚釣園の利用料金」に、「その3 大洗マリーナの利用料金」を「その2 大洗マリーナの利用料金」に、「その4 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」を「その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」に、「その5 土浦港の港湾施設の利用料金」を「その4 土浦港の港湾施設の利用料金」に改める。

第2条 茨城県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに別表第3 その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「及び別表第3 その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改め、「(会議室を除く。）」を削る。

第12条第1項中「, 艇置場, 浮棧橋」及び「(会議室を除く。）」を削る。

第12条の2の見出し中「魚釣園等」を「魚釣園」に改め、同条第1項中「及び茨城港大洗港区の区域内においてプレジャーボートによる海洋性レクリエーションのための港湾施設として一体的に整備するもの（以下「大洗マリーナ」という。）」を削り、同項の表大洗マリーナの項を削る。

第18条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第18条の2第3号中「及び大洗マリーナ」を削る。

第18条の7第1項中「その2 大洗マリーナの利用料金の表及びその4 土浦港の港湾施設の利用料金の表」を「その3 土浦港の港湾施設の利用料金の表」に改める。

別表第3中その2 大洗マリーナの利用料金の表を削り、「その3 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」を「その2 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金」に、「その4 土浦港の港湾施設の利用料金」を「その3 土浦港の港湾施設の利用料金」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和5年4月1日から、第2条及び付則第3項の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第38号議案

### 茨城県証紙条例の一部を改正する条例

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する使用料及び手数料

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第39号議案

### 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(茨城県旅館業法施行条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

- (1) 茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）第2条第1項第2号
- (2) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第24条第5号
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第13条第1項第5号

(茨城県博物館協議会条例の一部改正)

第2条 茨城県博物館協議会条例（平成6年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第40号議案

### 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を 改正する条例

茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年茨城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「」の提示を受け」の次に「、当該自動車検査証等に所有者として記録され、又は記載された者を確認し」を加え、同条第3項中「として」の次に「記録され、又は」を加える。

第10条第2号中「受けずに」を「受けて当該自動車検査証等に所有者として記録され、又は記載された者を確認せずに」に改め、同条第3号中「として」の次に「記録され、又は」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後における改正後の条例第4条の規定による自動車の引取りについて適用し、同日前におけるこの条例による改正前の茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例第4条の規定による自動車の引取りについては、なお従前の例による。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第41号議案

### 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の26の8の項の次に次のように加える。

26の9 道路交通法第75条の12第1項の特定自動運行の許可を受けようとする者	79,200円
26の10 道路交通法第75条の16第1項の特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	78,500円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（茨城県証紙条例の一部改正）
- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

170 特定自動運行許可等手数料

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第42号議案

### 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

#### 記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約金額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 那珂郡東海村白方中央二丁目4番17号  
氏名 小笠原 隆  
資格 公認会計士

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第43号議案

### 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和5年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

#### 記

龍ヶ崎市	449,253千円
牛久市	392,060千円
つくば市	1,558,068千円
稲敷市	16,962千円
河内町	17,012千円
利根町	71,574千円
土浦市	1,076,685千円
石岡市	221,100千円
かすみがうら市	204,930千円
小美玉市	130,482千円
阿見町	458,568千円
潮来市	287,859千円
行方市	43,758千円
水戸市	616,884千円
日立市	361,297千円
常陸太田市	140,512千円
ひたちなか市	391,592千円
常陸大宮市	75,963千円
那珂市	259,933千円
大洗町	73,000千円
城里町	43,548千円
東海村	277,435千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	22,786千円
古河市	118,833千円
坂東市	65,351千円
境町	210,353千円
下妻市	211,721千円
常総市	97,093千円

筑西市	234,581千円
八千代町	52,495千円
桜川市	123,271千円

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

